

# 5. 水道事業の基盤強化に向けた 水道法の改正等について

## 現状と課題

※1 H26年度(水道統計)

我が国の水道は、**97.8%の普及率**※1、「安全でおいしい水」を達成。一方で、水道事業は市町村経営が原則であり、以下の課題に直面し、特に**小規模事業者**ほど深刻な状況にある。

### ①人口減少に伴う水需要の減少

- ・ 約40年後には、人口は約3割減少(約8,600万人)※2
- ・ 水道料金収入の基礎となる水需要も約4割減少※3。

※2 国立社会保障・人口問題研究所(日本の将来推計人口(H24年1月推計))

※3 日本の将来推計人口と上水道普及率(H21実績)をもとに給水人口を算出し有収水量ベースで厚生労働省が推計

### ②水道施設の老朽化等

- ・ すべての管路を更新するには約130年かかる想定。
- ・ 耐震適合率は36.0%にとどまり※4、大規模災害時には断水が長期化するリスク。
- ・ 施設の稼働率は年々低下している。(S40年度 約100% → H26年度 約70%※5)

※4 基幹管路。H26年度全国平均(水道統計)

※5 S40年度、H26年度(水道統計)

### ③職員数の減少

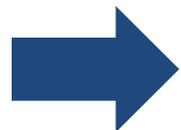
- ・ 組織人員削減、団塊世代の退職により、職員数は約30年前の**3割減**※6。
- ・ 特に中小規模の事業者において、職員の高齢化も進行。

※6 H26年度(水道統計)

### ④必要な水道料金原価の見積もり不足のおそれ

- ・ 約5割の水道事業者において、給水原価が供給単価を上回っている(原価割れ)※7。

※7 総務省平成25年度地方公営企業年鑑



これらの課題を解決し、将来にわたり、安全な水の安定供給を維持していくためには、**水道事業の基盤強化**を図ることが必要。

併せて、所在確認の取れない指定給水装置工事事業者の排除、無届工事や不良工事の解消も課題。

# 水道事業の維持・向上に関する専門委員会について

水道事業を取り巻く課題を踏まえ、広域連携の推進、水道施設の適切な維持管理・更新の促進等の水道事業の基盤強化及び指定給水装置工事事業者制度の課題解決に向けた対応策に係る専門的事項について、厚生科学審議会生活環境水道部会に設置された「水道事業の維持・向上に関する専門委員会」において議論を進め、報告書をとります。

## 構成員

浅見 真理	国立保健医療科学院生活環境研究部上席主任研究官
石井 晴夫	東洋大学経営学部教授
浦上 拓也	近畿大学経営学部教授
岡部 洋	一般社団法人日本水道工業団体連合会上級アドバイザー
小幡 純子	上智大学法科大学院教授
◎滝沢 智	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授
湯谷 仁康	北海道環境生活部環境局長
永井 雅師	全日本水道労働組合中央執行委員長
平井 和友	神奈川県政策局政策部長
藤野 珠枝	主婦連合会副会長
望月 美穂	株式会社日本経済研究所社会インフラ本部部長
山口 由紀子	相模女子大学人間社会学部社会マネジメント学科教授
吉田 永	公益社団法人日本水道協会理事長
渡部 厚志	松江市上下水道局長
渡辺 皓	全国管工事業協同組合連合会副会長

(50音順・敬称略。◎は委員長)

## 検討経過

- 平成28年3月22日の第1回以降、11月までに9回開催。
- 11月22日の第9回専門委員会において報告書をとります。



# 1. 適切な資産管理の推進

## 現状・課題

- 水道施設の適正な管理のためには、水道施設の位置、構造、設置時期等の施設管理上の基礎的な情報を把握しておく必要がある。一方で、水道法においては台帳整備の規定がなく、災害時において水道施設データの整備が不十分であったため、迅速な復旧作業に支障を生じる例も見受けられた。
- また、老朽化等に起因する事故の防止や安全な水の安定供給のため、水道施設の健全度を把握する点検を含む維持管理や、定期的な修繕を行うことが必要。
- 加えて、高度経済成長期に整備された水道施設の更新時期が到来しており、長期的視野に立った計画的な施設の更新・耐震化が必要。

※厚労省では、手引きの公表等により、水道事業者に対して適切な資産管理の実施を奨励してきたものの、更新需要・財政収支の見通しを把握し、施設整備計画・財政計画等の作成を行うことができていない事業者は、全体の16%にとどまっている(平成27年3月末現在)。

## 対応の方向性

- 他の社会資本(下水道、道路、河川等)と同様に、水道事業者等(水道事業者及び水道用水供給事業者)に台帳の整備を行うことを義務付ける。

(参考)下水道法

第23条 公共下水道管理者は、その管理する公共下水道の台帳を調製し、これを保管しなければならない。

- 他の社会資本と同様に、水道事業者等は、点検を含む施設の維持・修繕を行うことを義務付ける。

(参考)下水道法

第7条の2 公共下水道管理者は、公共下水道を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公衆衛生上重大な危害が生じ、及び公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことのないように努めなければならない。

2 公共下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項は、政令で定める。

- 水道事業者等は、中長期的な更新需要や財政収支の見通しを試算し、施設の重要度や健全度を考慮して具体的な更新施設や更新時期をあらかじめ定めること(アセットマネジメント)により、計画的に施設を更新するよう努めなければならない旨を法律上位置付ける。

## 2. 持続可能なサービスに見合う水道料金の設定

### 現状・課題

- 水道料金は水道事業者が地方議会の議決を経て定める住民自治が原則。
  - 料金の算定方法は、総括原価方式。
    - ・営業費用: 人件費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費等
    - ・資本費用: 支払い利息、資産維持費
  - 約5割の水道事業者において、給水原価が供給単価を上回っている(原価割れ)。
  - 人口減少に伴う水需要の減少により、水道事業の経営状況は今後も厳しい見込み。
  - 一方、平成22年～26年の5年間で、水道料金の値上げを行った水道事業者は年平均で約4%にとどまっている(約56/約1280)。
- 
- 十分な更新費用を総括原価に見込んでいない場合が多く、このままでは水需要の減少と老朽化が進行することによって、将来急激な水道料金の引上げを招くおそれ。

### 対応の方向性

- 水道法がその目的にうたっている「清浄にして豊富低廉」の文言は維持しつつ、将来にわたり健全な経営の下で、安定的な水の供給が確保されるべきことを水道法の体系において明確化。
- 中長期の更新需要・財政収支の見通しの把握に基づいた料金とするため、水道事業者は水道施設の更新需要・財政収支の見通しの試算を行った場合は、住民等に対してわかりやすい形で公表するよう努めなければならないことを法律上位置づける。
- 上記の考えに沿って水道料金の算定方法をより明確化する。また、将来の更新需要等を考慮した料金設定について、水道事業者には主体的に定期的(3～5年)な検証及び必要に応じた見直しが求められる。認可権者は水道事業者に対し、水道料金の定期的な検証を促す。

# 3. 広域連携の推進

## 現状・課題

- 1388の上水道事業の内、給水人口5万人未満の小規模な事業者が952と多数存在(平成26年度)。
- 小規模な事業者においては、単独で事業を維持するための職員体制や財源確保が困難であり、経営面でのスケールメリットを創出することができる広域連携の手法が有効。
- 厚生労働省では、中小規模の水道事業者の厳しい経営状況、職員の減少・高齢化の現状を踏まえ、水道ビジョン(平成16年)や新水道ビジョン(平成25年)の策定、予算措置等により、広域連携の推進を図ってきた。
- 広域連携のより一層の推進を図るため、都道府県に、その推進役として一定の役割が期待されている。

## 対応の方向性

- 都道府県に広域連携の推進役としての責務を追加。
- 都道府県は、都道府県内の水道事業者等を構成員として、広域連携を推進する協議の場を設置できることを法律上明確化する。
- 都道府県の積極的な関与による広域連携の推進のため以下の枠組みを水道法の体系に追加。

### 国が定める水道事業基盤強化のための「基本方針」

施設の計画的更新・耐震化の促進  
広域連携(事務の協力、施設の共同利用、統合等)の推進 等

### 関係市町村の同意の下、都道府県が定める「水道事業基盤強化計画」

### 広域連携する事業者\*が共同して定める「広域連携実施計画」

\*都道府県の計画に記載

計画に基づく事業(施設整備等一定のもの)に財政支援

- 台帳整備から更新需要及び財政収支の見通しの試算の情報の整理は広域連携の前提としても重要であり、小規模な水道事業者が自力で実施することが困難な場合には、国は必要な支援を行う。

# 4. 官民連携の推進

## 現状・課題

- 水道事業経営における多様な選択肢として、PFIや業務委託等、様々な形の官民連携に一層取り組みやすい環境が必要。
- また、「日本再興戦略2016」(成長戦略)や「経済財政運営と改革の基本方針2016」(骨太)で、水道事業におけるコンセッション方式の推進が求められている。

※公共施設等運営権方式(コンセッション方式):

PFIの一類型で、水道に係る資産を自治体が所有し、契約により、水道事業の運営権を民間企業に設定する方式。

- 一方で、以下のような指摘がなされている。
  - ・コンセッション方式により水道事業を運営する民間事業者が水道法上の認可を取得し、全責任を負うこととするのは、実態と水道法上の責任が合っていないのではないか。
  - ・運営権者が事業継続できなくなった場合に、地方公共団体側が最終的な責任を果たせないのではないかと懸念や、認可を持たない地方公共団体には、水道法上の責任の根拠がないことも、コンセッション方式をなかなか採用できない原因の一つではないか。

## 対応の方向性

- 国は、水道事業者による様々な形の官民連携の検討等に当たって必要となる情報や留意点を、先進事例等を踏まえながら、詳細に提供する。
- コンセッション方式の導入に向けた制度上の環境整備を行う。
  - 水道事業等においてコンセッション方式が現実的な選択肢となり得るよう、災害等の不測の事態も想定した官民の権利・義務関係の明確化、適切なモニタリング体制や水質の安全性の確保を含め、事業の安定性、安全性、持続性を確保する観点から、水道法の趣旨・性格、関係法令間の法的整合性に留意し、法制的に必要な対応を行う。
  - 民間企業が水道事業の運営に関わることを前提とした料金原価の算定方法を明確にする。

# 5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

## 現状・課題

- 従来は、各水道事業者が独自の指定基準で給水装置工事を施行する者を指定していたが、規制緩和の要請を受け、平成8年に全国一律の指定基準による現行制度を創設。
- 広く門戸が開かれたことにより、事業者数が大幅に増加。  
H9：2万5千者→H25：22万8千者、約9倍
- 現行制度は、新規の指定のみで、休廃止等の実態が反映されづらく、無届工事や不良工事も発生。
  - ・ 所在不明な指定工事事業者：少なくとも約3千者
  - ・ 違反工事件数：1,740件／年
  - ・ 苦情件数：4,864件／年

※指定給水装置工事事業者制度：

各水道事業者は給水装置(蛇口、トイレなどの給水用具・給水管)の工事を施工する者を指定することができ、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

## 対応の方向性

- 工事を適正に行うための資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、給水装置工事事業者の指定の更新制(5年)を導入する。  
※従来の指定の要件を変更するものではない。

# 6. 民泊新法及び旅館業法改正 について

# 6. 民泊新法及び旅館業法改正について

## 6-1 民泊サービスの検討について

### (1) 民泊サービスとは

- 民泊サービスとは、一般には、自宅の一部や空き別荘、マンションの空き室などを活用して宿泊サービスを提供するもの。
- ここ数年、アメリカに本社を置くAirbnb(エアービーアンドビー)社が、空き室を短期で貸したい人と旅行者や観光客をインターネットで仲介するサイトによるビジネスを世界190か国で展開しており、日本でも約4万件の登録物件がある。

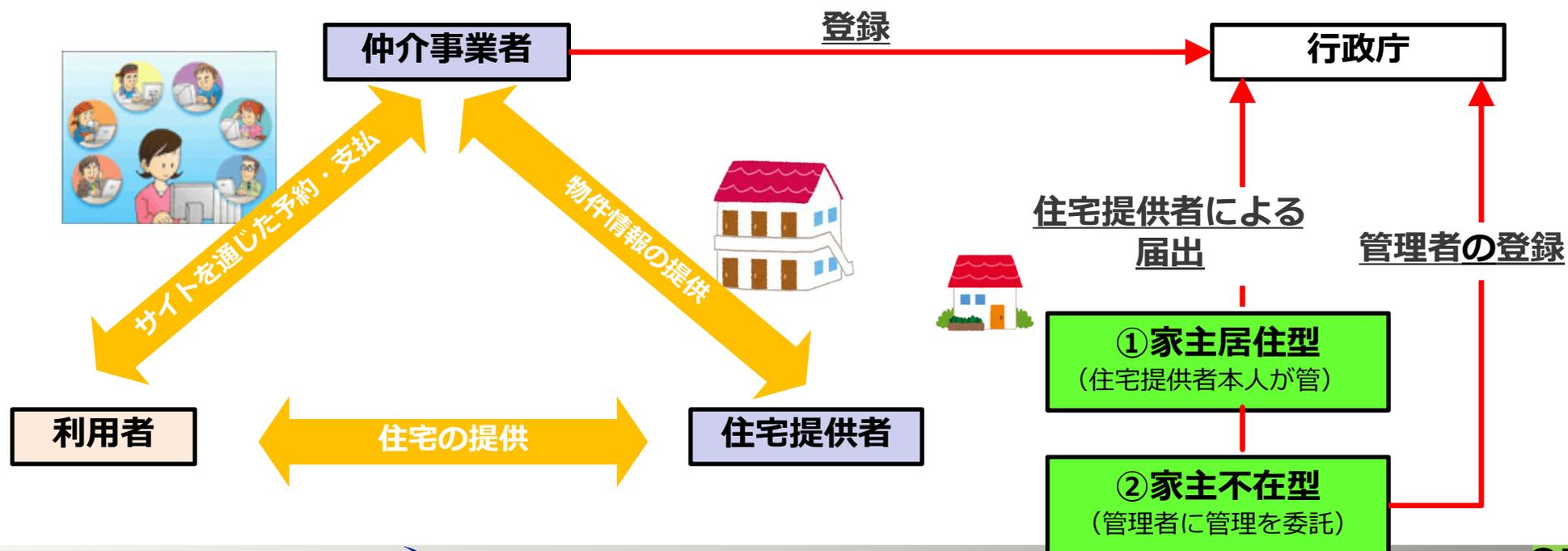
### (2) 課題及び経緯

- 反復継続して有償で部屋を提供する者は、旅館業法の許可が必要。  
(注)旅館業法において、旅館業とは、「施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業」であることとされている。
- 旅館業法の許可を得ずに登録されている物件が相当程度あると推測され、実態が先行している状況。
- 空きキャパシティの有効活用等地域活性化の観点や、急増する訪日外国人観光客の宿泊需要に応えるなどの要請とともに、テロ防止や感染症まん延防止などの適正な管理が求められており、適正かつ公正なルールの下、その活用が図られるような新たな枠組みづくりが必要。
- 規制改革実施計画(平成28年6月2日閣議決定)において、「適切な規制の下でニーズに応えた民泊サービスが推進できるよう、早急に法整備に取り組む。新たな枠組みで提供されるものは住宅を活用した宿泊サービスであり、ホテル・旅館を対象とする既存の旅館業法とは別の法制度とする(平成28年上期検討・結論、平成28年度中に法案提出)。」こととされている。
- 規制改革実施計画を踏まえ、昨年11月に厚生労働省と観光庁の共同手続きにより立ち上げた「民泊サービスのあり方に関する検討会」において、本年6月20日に最終報告書を取りまとめ。

## 6-2 民泊サービスのあり方に関する検討会

- 厚生労働省、観光庁が共同事務局として、平成27年11月に立上げ。
- 平成28年3月15日開催の第7回検討会において「中間整理」を取りまとめ。
- 平成28年6月20日開催の第13回検討会において最終報告書を取りまとめ。

〔制度スキーム図〕



# 6-3 民泊サービスのあり方に関する検討会報告書

## <総論>

- 適切な規制の下でニーズに応えた民泊サービスが推進できるよう、類型別に規制体系を構築し、早急に法整備に取り組むべき。既存の旅業法とは別の法制度として整備することが適当。

## <民泊の制度設計のあり方>

### (基本的な考え方)

- 住宅を活用した宿泊サービスの提供と位置づけ、一定の要件の範囲内で実施するもの

### (家主居住型・家主不在型)

- 住宅提供者は行政庁へ届出
- 家主不在型は管理者に管理を委託
- 管理者は行政庁へ登録
- 住宅提供者、管理者は適切な管理(名簿備付け、衛生管理、苦情対応、契約違反の確認等)
- 宿泊者1人当たりの面積基準(3.3㎡以上)遵守
- 行政庁による報告徴収・立入検査・業務停止・罰則
- 宿泊拒否制限規定は設けない

### (仲介事業者)

- 仲介事業者は、行政庁へ登録
- 行政庁による報告徴収・立入検査・業務停止・罰則
- 法令違反行為を行った者の名称等の公表

### (一定の要件)

- 年間提供日数上限による制限を設けることを基本として、半年未満(180日以下)の範囲内で適切な日数を設定
- 既存のホテル・旅館との競争条件にも留意
- 住居専用地域でも実施可能。地域の実情に応じて条例等により禁止することも可能

### (所管行政庁)

- 国レベルは国交省と厚労省の共管
- 地方レベルの窓口の明確化と部局間での連携
- 保健所その他関係機関における体制強化

### (その他)

- 制度設計の具体化に当たっては、地域の実情に配慮することも必要

## <ホテル・旅館に対する規制等の見直し>

- 既存のホテル・旅館に対する規制の見直しも、民泊への規制との均衡も踏まえ早急に検討すべき。
- ホテル・旅館営業の一本化 ○ 宿泊拒否制限規定の見直し ○ 無許可営業者に対する罰則の見直し
- 無許可営業者への報告徴収・立入権限規定の新設

## 6-4 旅館業法の改正を検討中の事項

### ○ ホテル・旅館営業の一本化

- 近年、旅館・ホテル区別する合理性が薄れていることから、「ホテル営業」及び「旅館営業」を一本化する方向で検討中。
- 一本化を踏まえ、政令で規定している客室数等の構造設備基準の緩和を検討中。

### ○ 無許可営業者等に対する対応

- 無許可営業者に対する報告徴収等の創設を検討中。
- 無許可営業者その他旅館業法に違反した者に対する罰金（現行の旅館業法では無許可営業者に対する罰金額は3万円以下）について、実効性のあるものとなるよう、引き上げる方向で検討中。

### ○ 次期通常国会に改正法案を提出する予定（平成29年2月下旬～3月上旬）

## 6-5 規制改革推進会議「旅館業規制の見直しに関する意見」

平成28年12月6日の規制改革推進会議において、以下の意見が決定された。

(1) 旅館業法に係る構造設備の基準の規制全般について、撤廃することができないかゼロベースで見直すべきである。少なくとも下記Aについては、撤廃し、下記Bについては、公衆衛生等の観点から根拠を明確に説明しうる必要最小限のものとするべき。

- A ①客室の最低数                      ②寝具の種類  
③客室の境の種類                      ④採光・照明設備の具体的要件  
⑤便所の具体的要件
- B ①客室の最低床面積                      ②入浴設備の具体的要件

(2) 構造設備の基準のうち玄関帳場の規制については、「受付台の長さが1.8m以上」等の要件は撤廃するとともに、ICTの活用等によりセキュリティ面や本人確認の機能が代替できる場合には適用除外とすべきである。

(3) 今後とも、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、旅館業に関する規制について不断の改革を進めるべきである。

# 7. 理容業・美容業に関する規制 改革について

# 7. 理容業・美容業に関する規制改革について

## 7-1 理容師・美容師の養成のあり方に関する検討会について

### 経緯

- 「規制改革実施計画」(平成27年6月30日閣議決定)において、
  - ① 理容師または美容師いずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しやすくするための措置
  - ② 理容師・美容師の養成課程における教育内容や国家試験のあり方について検討を行い、平成28年度中に結論を得た上で所要の措置を講ずることとされた。
- 上記について検討するため、平成27年11月より「理容師・美容師の養成のあり方に関する検討会」を開催。
- 平成28年12月15日開催の第5回検討会で報告書を取りまとめた。

検討会報告書を踏まえ、平成28年度中に関係省令等を改正予定  
(※施行にあたっては、養成施設における体制整備等に必要な期間等を考慮し、十分な期間を設ける)



# 7-2 理容師・美容師の養成のあり方に関する検討会報告書(概要)

## 検討課題

- ①理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しやすくすること
- ②国家試験及び養成施設の教育内容について現場のニーズにより即した理容師・美容師を養成すること

### 1. 養成施設における教科課程について

- 高度化かつ多様化する顧客ニーズに応えられる人材を育成することを目的として、養成のあり方を検討することを基本的な考え方とする。

### 2. 養成施設における教科課程について

- 全体を通じて、理美容業に特化した内容に重点化を図り、科目の再編等を行う。
- 一般教養については、理容業・美容業に必要な接客等実践的な能力を高める内容に重点化する。
- 専門教育については、技術・実践を重視した内容とする。

### 3. 理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しやすくするための養成課程のあり方について

- 必修課目のうち、「技術理論」及び「実習」を除く全ての課目の履修を免除する。
- 選択必修科目(選択科目)については、修業時間の短縮を行う。
- 全体で現行の2010時間を約1000時間短縮することとし、昼・夜間課程における修業期間を現行の2年から1年に短縮する。
- 通信課程における修業期間も現行の3年から1.5年に短縮する。

### 4. 国家試験の内容等について

- 理容師・美容師の養成課程の見直し後に必修課目となる課目すべてを国家試験の出題対象範囲に入れる。
- いずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しようとする場合、技術理論を除く筆記試験を免除する。

## 7-3 改正を要する主な省令等

	理容師法関係	美容師法関係
省令	○ 理容師法施行規則	○ 美容師法施行規則
	○ 理容師養成施設指定規則	○ 美容師養成施設指定規則
	○ 理容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令	○ 美容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令
告示	○ 理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準	○ 美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準
	○ 理容師養成施設の教科課程の基準	○ 美容師養成施設の教科課程の基準

# (参考) 食品安全情報Twitterの開始について

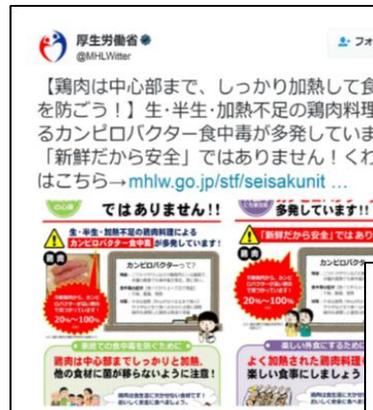
# 厚生労働省公式 「食品安全情報Twitter」開始のお知らせ



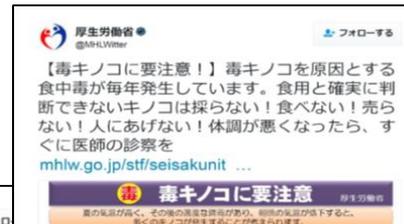
厚生労働省の食品衛生行政に関連する情報を積極的に発信します

- ◆食中毒の注意喚起
- ◆意見交換会開催のお知らせ
- ◆食品衛生月間の案内
- ◆プレス情報
- ◆新作パンフレット・リーフレットのお知らせ

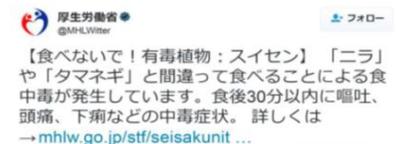
肉フェスで大規模食中毒発生



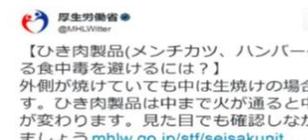
冷凍メンチカツによるO157食中毒→



←毒キノコに要注意



↑食べると危険！  
有毒有害植物



## 【主な食中毒の注意喚起ツイート】

季節に応じた食中毒の予防啓発情報を発信。

- 4～6月：有毒植物の誤食による食中毒
- 7～9月：細菌性食中毒(カンピロバクター等)
- 9～10月：毒キノコによる食中毒
- 11～3月：ノロウイルス食中毒

平成29年1月5日から開始  
→[https://twitter.com/Shokuhin\\_ANZEN](https://twitter.com/Shokuhin_ANZEN)

生活衛生・食品安全部 施策照会先一覧 (厚生労働省代表電話 03-5253-1111)

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
1. HACCPの制度化について	監視安全課	食品安全係	村上 聡子	4251
2. 牛海綿状脳症(BSE)対策について	監視安全課	乳肉安全係	川越 匡洋	2476
3. 食品用器具及び容器包装の規則に関する検討について	基準審査課	容器包装基準係	磯 茂樹	2486
4. 水道事業関係予算について	水道課	上水道係	磯 高德	4026
5. 水道事業の基盤強化に向けた水道法の改正等について	水道課		久保 善哉	4013
6. 民泊新法及び旅館業法改正について	生活衛生課	指導係	尾形 大輔	2437
7. 理容業・美容業に関する規制改革について	生活衛生課	指導係	尾形 大輔	2437
(参考)食品安全情報Twitterの開始について	企画情報課	リスクコミュニケーション係	佐々木 菜保子	2493